

平成26年(ワ)第3949号

原告 野村 一也

被告 国外5名

答 弁 書

平成26年12月24日

横浜地方裁判所 第2民事部は係A 御中

(送達場所)

〒231-0023 横浜市中区山下町193-1

昭和シェル山下町ビル7階

のぞみ法律事務所

電話 045-662-3934

FAX 045-662-3918

被告神奈川県公安委員会神奈川県公安委員長岩澤啓子

被告神奈川県警察本部神奈川県警察本部長松本光弘

以上被告兩名訴訟代理人

弁護士 金子 泰



第1 本案前の答弁

1 本案前の答弁の趣旨

本件訴えのうち、被告神奈川県公安委員会神奈川県公安委員長岩澤啓子、及び、被告神奈川県警察本部神奈川県警察本部長松本光弘に対する訴えを却下する。との判決を求める。

2 本案前の答弁の理由

本件訴え（但し、平成26年11月4日付け「訴状訂正申立書兼訴状補充書」に

より訂正されたもの)は、上記被告兩名らに対し金銭の支払いを求めるものであるが、「神奈川県公安委員会」ないし「神奈川県公安委員長」(正しくは「神奈川県公安委員会委員長」)、及び、「神奈川県警察本部」ないし「神奈川県警察本部長」を被告としたと解するならば、これらはいずれも民事訴訟における権利義務の主体とはなり得ず、したがって民事訴訟の被告とはなり得ない。

よって、これら兩名を被告として提起された本件訴えは、被告適格を誤った訴えであり、不適法である。

第2 本案の答弁

1 はじめに

前項で述べたとおり、「神奈川県公安委員会」ないし「神奈川県公安委員長」、及び、「神奈川県警察本部」ないし「神奈川県警察本部長」に対する訴えは、いずれも被告適格を誤った訴えであり不適法であると解されるが、仮にこれらの訴えが、「神奈川県公安委員長」(正しくは「神奈川県公安委員会委員長」)の職にある岩澤啓子個人、ないし、「神奈川県警察本部長」の職にある松本光弘個人を被告としていると解する余地もあるので、以下においては念のため、本案の答弁を行う。

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 被告神奈川県公安委員会神奈川県公安委員長岩澤啓子、及び、被告神奈川県警察本部神奈川県警察本部長松本光弘に対する請求を棄却する。

(2) 訴訟費用のうち、原告と上記被告兩名との間に生じた部分については、原告の負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当ではないが、仮にこれを付するときは、担保を条件とする仮執行宣言を求める。

3 請求の原因に対する認否

(1) 原告は、訴状「請求の原因」において、縷々自己の主張を展開してはいるものの、上記被告両名が、いかなる理由で原告に金員を支払う義務を負うというのか、全くその根拠が明らかにされていない。

原告は、平成26年11月4日付け「訴状訂正申立書兼訴状補充書」中「第8被告らの責任」において、「被告神奈川県公安委員会」に関し、「神奈川県公安委員会の不作為責任は甚大である」と主張するが、不作為責任があるという以上はその前提として具体的な作為義務がなければならぬところ、被告神奈川県公安委員会委員長岩澤啓子に、具体的にいかなる作為義務があるのかが明らかにされておらず、またそれを前提としていかなる不作為があったというのか、さらにそれによって原告がいかなる損害を負ったというのかも、いずれも全く明らかにされていない。

以上の次第であるから、原告の上記被告両名に対する請求原因は、全く特定されていないので、原告の主張に対して個別に認否を行う必要性を認めない。

(2) なお、原告は、平成26年3月2日付けで原告に対してなされた運転免許停止処分（以下「本件処分」という。）を不服とし、これを違法なものとして本件訴訟を提起しているようであるが、岩澤啓子が「神奈川県公安委員会委員長」に就任したのは平成26年7月26日であり（但し、岩澤啓子は平成24年4月1日から「神奈川県公安委員会委員」ではあった。）、また、松本光弘が「神奈川県警察本部長」に就任したのは平成26年4月1日である。

すなわち、上記被告両名は、それぞれ「神奈川県公安委員会委員長」ないし「神奈川県警察本部長」として、本件処分には関与していない。

(3) また、そもそも原告の上記被告両名に対する請求は、これらの被告がそれぞれ、神奈川県公安委員長ないし神奈川県警察本部長の職にある者として、その職務を行うについて、何らかの違法行為があったことを前提として、国家賠償法に基づ

き損害賠償を求めるものと思われるところ、仮にそうであるとしても、そのような請求は公権力の行使に当たる公務員の職務行為に係る請求であり、当該公務員個人を被告とすることはできない（最高裁判所昭和30年4月19日判決・民集9巻5号534頁、最高裁判所昭和53年10月20日判決・民集32巻7号1367頁）。

よって、原告の上記被告兩名に対する請求が失当であることは、この点からも明らかであるから、これらの請求については直ちに棄却されるべきである。

以上